

掛川市規則第14号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年4月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「それぞれの室（）」の次に「新型コロナ緊急支援対策室、」を加え、同項の表中

「

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 多文化共生・男女協働係
-------	---------	-------------------

」

を

「

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 多文化共生・男女協働係
	新型コロナ緊急支援対策室	

」

に改める。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(2) 新型コロナ緊急支援対策室

ア 特別定額給付金に関すること。

イ 新型コロナウイルス感染症緊急支援等に関すること。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。